

# 新宿区教育委員会会議録

## 令和3年第12回定例会

令和3年12月3日

新宿区教育委員会

令和3年第12回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和3年12月3日(金)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 3時25分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	星 野 洋
委 員	古 笛 恵 子	委 員	山 下 浩 一 郎
委 員	今 野 雅 裕	委 員	年 綱 和 代

説明のため出席した者の職氏名

次 長	菅 野 秀 昭	中央図書館長	中 山 浩
教育調整課長	齊 藤 正 之	教育指導課長	荒 井 亮 宏
教育支援課長	内 野 桂 子	学校運営課長	広 瀬 岳 平
統括指導主事	大 川 直 樹	統括指導主事	北 中 啓 勝

書記

教 育 調 整 課 主 査	芳 賀 祐 子	教 育 調 整 課 係 長	国 分 克 行
---------------	---------	---------------	---------

## 議事日程

### 議案

- 日程第1 第43号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- 日程第2 第44号議案 新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- 日程第3 第45号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第4 第46号議案 令和3年度新宿区一般会計補正予算（第12号）（案）に関する意見について

### 報告

- 1 令和3年度 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集及び外部提供について（教育指導課長）
- 2 その他

---

◎ 開 会

○教育長 ただいまから、令和3年新宿区教育委員会第12回定例会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、古笛委員にお願いいたします。

○古笛委員 承知しました。

---

◎ 第43号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について

◎ 第44号議案 新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について

◎ 第45号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について

◎ 第46号議案 令和3年度新宿区一般会計補正予算（第12号）（案）に関する意見について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第43号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第2 第44号議案 新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第3 第45号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について」、「日程第4 第46号議案 令和3年度新宿区一般会計補正予算（第12号）（案）に関する意見について」を議題とします。

本日の進行につきましては、まず、第43号議案から第45号議案の説明を一括して受け、審議を行います。

次に、第46号議案の説明を受け、審議を行うものとします。

ここでお諮りいたします。

第46号議案は、令和3年度第4回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として議会に提案する前である本日の教育委員会においては、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができない恐れがありますので、非公開による審議としたいと思えます。

第46号議案を、非公開により審議することに御異議ございませんか。

[異議なしの発言]

○教育長 御異議ございませんでしたので、第46号議案は、非公開により審議するものとします。

○教育長 それでは、第43号議案から第45号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第43号議案から第45号議案までを一括して御説明いたします。

個々の議案説明に入る前に、今回の議案につきましては、令和3年の特別区人事委員会勧告を受けたものとなりますので、初めにその概要について御紹介させていただきます。

まず、公務員の給与改定の仕組みでございますが、公務員は労働基本権が制限されていることから、その代替措置といたしまして、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保することを目的に、給与勧告制度が実施されております。給与勧告は、地方公共団体の区域内にある民間事業者の給与水準と均衡することを基本として、各地方公共団体に設置された人事委員会が行うことになっております。23区の場合ですと、特別区人事委員会がこれを行っているものでございます。

地方公共団体は、この給与勧告を受けまして、その内容に基づいて当該地方公共団体の職員の給与を条例で定め、決定しております。教育委員会事務局内の職員の場合ですと、区長が条例を改正します。また、区立の小・中学校の教員など、いわゆる県費負担職員につきましては、東京都が条例改正を行います。そして、区立幼稚園の教諭に関しましては、新宿区教育委員会から区長に申し出を行って、条例を改正するものでございます。

このたびの特別区人事委員会勧告につきましては、特別給のみの勧告が行われており、今回は職員の特別給が民間を0.15月上回っていたことから、公民の均衡を図るため、職員の特別給の引下げを行うものでございます。

概要については以上となります。

それでは、議案概要を御覧ください。

「第43号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」です。

本議案は、新宿区特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、教育長の期末手当の支給月数を改定するものです。

なお、新宿区特別職報酬等審議会からは、教育長の期末手当の支給月数について、人事委員会勧告と同等の引下げが妥当との答申をいただいていることから、今回の改正内容といたしましては、公民較差を解消するため、期末手当の支給月数を0.15月分、引き下げるもので

ございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。右側が現行で、左側が改正後の案となります。

まず、本議案につきましては、2条立ての改正となります。1ページが第1条による改正規定となりまして、内容につきましては、令和3年度の3月の期末手当の支給月数の改定に関するものです。そして、裏面の2ページ目が第2条による改正規定となりまして、令和4年度以降の期末手当の支給月数の改定に関するものとなっております。

初めに、1ページの第1条による改正規定について御説明いたします。

下線部分が改正箇所になりまして、3月に支給する期末手当の支給月数を0.15月分引き下げるといった内容となっております。

次に、2ページの第2条による改正規定でございますが、こちらは先ほど引き下げた3月の期末手当につきましては、令和4年度以降は6月と12月の2回に振り分けて差し引くことといたしますので、3月は元に戻し、それぞれ6月と12月の支給月数を0.075月分、ちょうど0.15月分の半分ずつということですが、引下げを行うものです。

施行期日につきましては、附則で今年度の期末手当の支給月数に関する条例中、第1条の規定につきましては、公布の日から施行し、令和4年度以降の期末手当の支給月数に関する第2条の規定につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。

それでは、1枚目の議案文にお戻りいただきまして、第43号議案の提案理由です。

新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の改正内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

続きまして、「第44号議案 新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」です。

議案概要を御覧ください。

第44号議案につきましては、特別区人事委員会の勧告を受けたことに伴いまして、会計年度任用職員の期末手当の支給月数につきまして、改定をするものです。

改正内容といたしましては、公民較差を解消するため、こちらも期末手当の支給月数を0.15月分、引き下げるものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

本議案につきましても、2条立ての改正となっております。

まず、1ページの第1条による改正が、令和3年度の期末手当の支給月数に関するもので、

2ページの第2条による改正が、令和4年度以降の期末手当の支給月数に関するものとなります。

初めに、1ページの第1条による改正についてです。

フルタイム会計年度任用職員の期末手当を定めた第16条及びパートタイム会計年度任用職員の期末手当を定めた第30条におきまして、下線部分のとおり、3月の支給月数を0.15月分引き下げ、100分の10とするものです。

次に、2ページに移りまして、第2条による改正についてですが、同じく第16条と第30条について、令和4年度以降については、先ほどと同様、0.15月分を6月と12月に振り分けて、6月は0.075月分を引き下げて100分の105に、12月も0.075月分を引き下げ、100分の110とするものです。

附則につきましては、先ほどの第43号議案と同様に、施行期日を定めているものでございます。

それでは、1枚目の議案文にお戻りいただきまして、第44号議案の提案理由です。

新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

続いて、「第45号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について」です。

本議案は、特別区人事委員会の勧告を受け、幼稚園教育職員の期末手当の支給月数を改定するものでございます。

改正内容といたしましては、こちらも公民較差を解消するため、期末手当の支給月数を0.15月分、引き下げるものでございます。

新旧対照表を御覧ください。

先ほどの第44号議案と同様に、本議案も2条立ての改正となります。

1ページ目の第1条による改正についてですが、まず、幼稚園教育職員の期末手当を定めた第27条におきまして、下線部分のとおり、3月の支給月数を0.15月分引き下げる内容となっております。

次に、2ページの第2条による改正につきましては、同じく第27条で令和4年度以降は、6月と12月に振り分けることから、それぞれを0.075月分引下げを行うものです。

附則につきましては、それぞれの議案で説明申し上げましたように、施行期日を定めてい

るものです。

それでは、第45号議案の提案理由です。

新宿区幼稚園教育職員の期末手当の支給月数を改定する必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

第43号議案について御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第43号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第43号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第44号議案について御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第44号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第44号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第45号議案について御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第45号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第45号議案を原案のとおり決定いたしました。

それでは、恐れ入りますが、傍聴人の方は御退室をお願いいたします。

[傍聴人退席]

○教育長 以上で、本日の議事を終了いたします。

---

◆ 報告 1 令和3年度 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との  
相互連絡制度の協定に基づく本人外収集及び外部提供について



○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1について説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○教育指導課長 令和3年度の児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく個人情報の本人外収集及び外部提供について、御報告いたします。

本制度につきましては、児童・生徒の健全育成と子どもたちの非行等の問題行動の防止と安全確保のために、学校と警察がそれぞれの役割を果たし、連携して効果的な対応を行うため、平成17年6月に警視庁と新宿区教育委員会の間で協定が締結されたものでございます。

本日は、令和3年度4月1日から9月30日までの運用状況について御報告させていただきます。

なお、個人情報保護の観点から、詳細な説明については行うことができないことを御理解くださいますようお願いいたします。

それでは、資料を御覧ください。

まず、警察から学校へ個人情報の提供があった4件の事案、本人外収集について御報告いたします。

1番目は、保護者である親からの虐待があり、本人が帰宅したくないと交番へ駆け込んだ事案でございます。その日のうちに警察から学校に連絡が入りました。当該児童は、その日のうちに帰宅していますが、その後も関係機関と連携し対応しているところでございます。

2番目は、兄弟から指示を受け、複数回コンビニ店で万引きをした事案です。当該児童が店員に声をかけられて、かばんを道端に置いて逃走し、その後、かばんから個人が特定されました。警察署で本人についての対応が終わった後、警察から学校へ連絡があったものでございます。

3番目は、加害児童が同じ学校の被害児童に対して問題行動を行った事案です。家の鍵を持っているか、殴っていいか、などの言葉がけをした上で、腕を引っ張りながら付きまとったため、当該児童は走って逃げました。暴力行為等の実害はありません。被害児童の保護者から警察署に相談があり、発覚したものでございます。その後、警察が防犯カメラ等で確認を行い、その日のうちに警察官が来校しました。内容は校長が面接で聞き取っているものでございます。

4番目は、窃盗の疑いがあった事案です。区外で拾った交通系ICカードを使用した生徒がおり、その生徒が所属するグループに当該生徒がいたため、警察署から学校に連絡が入り

ました。内容は、取得物横領の疑いがあり、参考として警察が当該生徒から話を聞きたいといったものです。その後、本件について被疑者として取り扱わないとの連絡を受けております。

続いて、学校から警察へ個人情報を提供した4件の事案、外部提供について御報告いたします。

1番目は、問題行動の事案です。自宅マンションから飛び降りる素振りをし、その後、所在不明になりました。このことを見ていた同級生が学校に報告し、発覚しました。学校が当該児童の家庭へ連絡するも、連絡がつかなかったため、緊急性の高い事案であると校長が判断し、警察に電話連絡しました。その後、当該児童は帰宅しております。

2番目は、家出の事案です。母親から学校に対して、本人がいなくなった旨の連絡がありました。学校は、母親に対して警察へ相談するように促すも、母親の危機感が低かったため、緊急性の高い事案と校長が判断し、学校から警察へ電話連絡をしました。警察が母親へ連絡したものの、母親の危機感は低いままであったため、警察から連絡を受けた学校が再度、対応しました。その後、学級担任から当該生徒への携帯電話に連絡がつき、当該生徒も帰宅しました。

3番目は、暴力行為の事案です。学校で昼の清掃中に、図書室で友達とトラブルになり、当該児童が暴れ、その行為を制止した教員に対し暴力行為があったものです。その後、制止にも応じず逃走し、その際、植木鉢を倒す、傘を振り回す、石を投げつける、棒を振り回す等の器物破損行為もありました。そのような行為があったため、緊急性が高いと校長が判断し、警察へ電話連絡したものです。外部提供に当たる個人情報については、来校した警察官に対して面接で伝えております。

4番目は、窃盗の疑いがあった事案です。区外で拾った交通系ICカードを使用した生徒がおり、その生徒が所属するグループに当該生徒がいたため、警察署から学校に連絡が入りました。内容は、取得物横領の疑いがあり、参考として警察が当該生徒から話を聞きたいというものです。警察が捜査情報照会書を持参したため、ガイドラインに沿って個人情報を面接にて提供しています。その後、本件について被疑者として取り扱わないとの連絡を受けております。

事案の内容については以上となりまして、報告は以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。

報告1について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、報告1の質疑を終了します。

---

◆ 報告2 その他

○教育長 次に、報告2、その他ですが、事務局から報告事項がありますか。

○教育調整課長 特にございません。

---

◎ 閉 会

○教育長 以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

---

午後 3時25分閉会